

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 組織及び学生定員（第4条—第7条）
- 第3章 教員組織（第8条）
- 第4章 組織運営（第9条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第10条）
- 第6章 修業年限及び在学年限（第11条・第12条）
- 第7章 入学等（第13条—第20条）
- 第8章 授業科目、履修方法等（第21条—第32条）
- 第9章 休学、転学、留学、退学及び除籍（第33条—第38条）
- 第10章 課程の修了要件及び学位授与（第39条—第41条）
- 第11章 入学検定料、入学料及び授業料の徴収還付（第42条）
- 第12章 賞罰（第43条）
- 第13章 聴講生、科目等履修生、特別聴講生、研究生及び外国人留学生（第44条—第48条）
- 第14章 公開講座（第49条）
- 第15章 雑則（第50条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は、尾道市立大学学則（平成24年規程第1号。以下「大学学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、尾道市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本学大学院の目的及び社会使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えるものとする。

3 自己評価等に関し必要な事項は、規程で定める。

第2章 組織及び学生定員

（課程）

第4条 本学大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科、専攻及び定員等)

第5条 本学大学院に、経済情報研究科修士課程、日本文学研究科修士課程及び美術研究科修士課程を置く。

2 前項の各研究科に置く専攻並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
経済情報研究科	修士課程	経済情報専攻	8人	16人
日本文学研究科	修士課程	日本文学専攻	6人	12人
美術研究科	修士課程	美術専攻	12人	24人

(研究科の教育研究上の目的)

第6条 研究科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 経済情報研究科は、経済、経営、情報に関する高度な専門知識を持ち、国内外で活躍できる有為な専門的職業人及び研究者を養成することを目的とする。
- (2) 日本文学研究科は、日本の言語や文学、そして芸術文化の深い理解や幅広い視野、さらには、それらを中軸とした国際的な感覚や異文化を共有する教養を身に付け、その豊かな知性や優れた徳性によって、社会活動や文化活動に指導的役割を果たす人材を養成することを目的とする。
- (3) 美術研究科は、より広い視野に立って美術についての深い学識と表現能力を養い、自立して持続的に充実した創作活動を行う作家及びデザイナーを養成することを目的とする。

(研究科長)

第7条 研究科に研究科長を置き、当該研究科の基礎となる尾道市立大学（以下「本学」という。）の学部の学部長又は学科長をもって充てる。

第3章 教員組織

(教員組織)

第8条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれを充てる。ただし、必要がある場合は、非常勤講師を加えることができる。

第4章 組織運営

(研究科委員会)

第9条 研究科に研究科委員会を置き、当該研究科の教授をもって組織する。

- 2 研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科委員会の委員にその他の教員を加えることができる。
- 3 研究科委員会は、学長が本学大学院に係る次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が認めるもの
- 4 研究科委員会は、前項に定めるもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科委員会は、研究科長が主宰する。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年、学期及び休業日については、大学学則第24条から第26条までの規定を準用する。

第6章 修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 本学大学院の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第23条の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の標準修業年限については、当該履修を許可された年限とする。

3 第1項の規定にかかわらず、大学学則第40条の2第1項の規定により本学大学院経済情報研究科の教育課程の早期履修を認められた者について、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学年限)

第12条 在学期間は、4年（第18条又は第19条の規定により入学したものにあっては、第20条の規定により決定される在学すべき年数の2倍に相当する期間）を超えることができない。ただし、長期履修学生にあっては、当該標準修業年限の2倍の年数とする。

第7章 入学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (7) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第15条 本学大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、本学大学院所定の書類に入学検定料を添えて出願しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者に対しては選考を行い、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第18条 他の大学の大学院の学生で本学大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学大学院への再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、選考のうえ、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第37条の規定により退学を許可された者

(2) 第38条第1号の規定により除籍となった者で、当該未納であった授業料を完納した者

(3) 第38条第3号の規定により除籍となった者

(転入学又は再入学した者の既修得単位数の認定等)

第20条 前2条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

2 前2条及び前項に定めるもののほか、転入学及び再入学に関し必要な事項は、規程で定める。

第8章 授業科目、履修方法等

(教育の方法等)

第21条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第22条 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定により、本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第23条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関する細則は、学長が定める。

(授業科目及び単位数)

第24条 本学大学院の授業科目の種類及び単位数は、規程で定める。

2 履修方法その他必要な事項については、学長が定める。

(単位の計算方法)

第25条 単位の計算方法については、大学学則第37条の規定を準用する。

(単位の認定及び成績の評価)

第26条 授業科目を履修し、試験等に合格した者には、所定の単位を認定する。

2 授業科目の評価は、秀、優、良、可及び不可の5種とし、可以上を合格とする。

(単位の修得等)

第27条 本学大学院の学生は、在学期間中に第24条の規定により定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

2 本学大学院の学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文の作成に当たっては、当該学生を担当する教員の指導を受けなければならない。

(教育職員免許)

第28条 教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定めるところにより、教科に関する科目及び教職に関する科目を履修しなければならない。

2 教科に関する科目並びに教職に関する科目の授業科目及び単位数は、規程で定める。
（他の専攻等の授業科目の履修）

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に他の専攻若しくは他の研究科又は本学の学部の授業科目を履修させることができる。

（他の研究科又は他の大学の大学院における授業科目の履修等）

第30条 教育上有益と認めるときは、他の研究科又は他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該研究科又は大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したもののみなし、修了の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により認めることのできる単位数は、第18条及び第19条の規定により入学した場合を除き、前条の規定により認める単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 前2項に規定する単位等の認定については、別に定める。

（他の大学の大学院等における研究指導）

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

第9章 休学、転学、留学、退学及び除籍

（休学）

第33条 疾病その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて期間を定めて休学することができる。

2 削除

3 疾病のため修学することができないと認められる者については、学長は期間を定めて休学を命ずることができる。

4 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

5 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

6 休学期間は、第12条に規定する在学年限及び第39条に規定する在学すべき年数に算入しない。

（復学）

第34条 学生は、休学期間の満了のときは、又は休学期間中であってもその理由が消滅したときは、復学願（病気が治癒したことを理由とする復学願については、医師の診断書を添付したもの）を学長に提出し、その許可を受けて復学することができる。

（転学）

第35条 他の大学の大学院へ入学又は転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第36条 外国の大学の大学院で修学することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第12条に規定する在学年限及び第39条に規定する在学すべき年数に算入する。

3 第30条の規定は、留学の場合について準用する。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第38条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、除籍することができる。

(1) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(2) 第12条に規定する在学年限を超える者

(3) 第33条第5項の休学期間を超えてなお復学しない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第10章 課程の修了要件及び学位授与

(修了の要件)

第39条 修士課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、第27条第1項に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することを要するものとし、学長が修了を認定する。

(学位の授与)

第40条 学長は、修士課程を修了した者に対して、修士の学位を授与する。

(修了の時期)

第41条 修士課程の修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

第11章 入学検定料、入学料及び授業料の徴収還付

(入学検定料、入学料及び授業料の徴収還付)

第42条 入学検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収等については、公立大学法人尾道市立大学授業料等の徴収規程（平成24年規程第113号）の定めるところによる。

第12章 賞罰

(賞罰)

第43条 表彰及び懲戒については、大学学則第54条及び第55条の規定を準用する。

第13章 聴講生、科目等履修生、特別聴講生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第44条 学長は、本学大学院が開設する授業科目を履修することを希望する者については、選考のうえ、学生の修学に支障がない場合に限り、聴講生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第45条 学長は、本学大学院が開設する授業科目を履修することを希望する者については、選考のうえ、学生の修学に支障がない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(特別聴講生)

第46条 学長は、他の大学院の学生で、本学大学院が開設する授業科目を履修することを希望する者については、当該他大学との協議により、選考のうえ、本学大学院が教育

上有益と認め、かつ、学生の修学に支障がない場合に限り、特別聴講生として入学を許可することができる。

(研究生)

第47条 学長は、特定の専門事項について研究することを希望する者については、選考のうえ、学生の修学に支障がない場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第48条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第14章 公開講座

(公開講座)

第49条 本学大学院は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

第15章 雑則

(委任)

第50条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て学長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、法人の設立前の尾道大学大学院学則（平成17年尾道市規則第110号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

付 則（平成25年3月26日規程第137号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月24日規程第170号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月 日規程第179号）

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、改正前の尾道大学大学院学則（平成24年規程第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、学長が定める。

付 則（平成28年3月22日規程第205号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成３１年３月１９日規程第２５６号）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。